

湖西市告示第221号

湖西市建設工事に関する業務委託最低制限価格取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年9月3日

湖西市長 田内 浩之



湖西市建設工事に関する業務委託最低制限価格取扱要領の一部を改正する要領

湖西市建設工事に関する業務委託最低制限価格取扱要領（令和3年湖西市告示第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市建設業関連業務委託に係る最低制限価格取扱要領

第1条中「建設工事に関する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計の業務」を「測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務」に、「業務」を「建設業関連業務」に改める。

第2条本文中「5百万円」を「100万円」に、「業務」を「建設業関連業務」に改め、同条ただし書を削る。

第3条第3項中「業務」を「建設業関連業務」に改め、同条第4項中「湖西市契約規則」の次に「（昭和57年湖西市規則第16号）」を加える。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、改正後の湖西市建設業関連業務委託に係る最低制限価格取扱要領の規定は、同日以後、公告又は指名通知を行う業務委託契約から適用する。

